

「静岡市インクルーシブ雇用推進企業認証制度」の開始

1 要 旨

- ・静岡市では、働きたい就労困難者(注 1)を支援する「インクルーシブ雇用推進の取組」(注 2)を 2024 年度から進めています。
- ・このインクルーシブ雇用を更に進めていくため、新たに「インクルーシブ雇用推進企業認証制度」を創設し、2月 10 日（火）から認証を希望する企業の募集を開始します。
- ・インクルーシブ雇用に積極的に取り組む優良企業を認証し、幅広く周知していくことで、就労困難な方がより就労しやすくなるとともに、当該企業のイメージ向上や採用力強化を図り、そのノウハウを市内の他企業へも波及させることで、静岡市全体でインクルーシブ雇用の輪を広げていきます。

(注 1)障害者手帳を持たない障害者、難病患者、ニート、ひきこもり、ひとり親及び過去 1 年間に正規雇用されていない就職氷河期世代(正規雇用するときに限る。)を対象としています。

(注 2)就労困難者の雇用を促進するため、本人と企業とのマッチング支援や、雇用する企業へのコンサルティング支援などを行う取組です。

2 実施の背景・目的

- ①就労困難者は、各制度の支援の狭間に置かれており、また、受入れ企業が分からぬことから、働きたくても働きにくい状況にあります。
→認証制度により、受入れ企業を可視化します。
- ②企業は採用難・人手不足で、新たな層の雇用を開拓する必要があります。インクルーシブ雇用はその選択肢の一つとなりえます。
→認証制度によりインクルーシブ雇用の認知度を向上させ、雇用する人材の幅を広げます。
- ③法定の障害者雇用と比べて、インクルーシブ雇用は実践例が少なく、雇用する動機付けて、優良事例の共有・標準化が必要です。
→認証制度を通じて優良事例を横展開し、インクルーシブ雇用の好循環化を促します。

3 制度の概要

(1) 認証企業の主な要件

- 市内に雇用者を配置する事業所を持つ企業（公的団体は対象外）
- 障害者法定雇用率 2.5%を満たしたうえで、別途、インクルーシブ雇用率 2.5%(注 3)を達成していること。

(注 3)全従業員に対する雇用している就労困難者の割合を指します。具体的には、次のとおりです。
雇用すべき人数の算出式：従業員数 × 2.5% (小数点以下切り捨て)。ただし最低 1 人以上。

企業規模(従業員数)	雇用すべき人数	
	インクルーシブ雇用	障害者雇用(法定)
40人未満	1人	0人
40人以上80人未満	1人	1人
80人以上	2人～	2人～

【次頁あり】

- 就労困難者を雇用するための社内制度を整えていること。
 - 自律的な経営を行っていること。（国・地方公共団体からの交付金が、事業収入の2分の1未満であること。）
- ※ 認証要件の詳細は、2月10日（火）以降、静岡市ホームページに掲載します。

（2）認証方法

- 認証を希望する企業から申請書及び必要書類を受け付け、静岡市において審査します。
- 審査の結果、認証することとした場合は、静岡市ホームページで企業名を公表するとともに、認証状を交付します。
- 認証期間 認証の日から原則3年間

（3）認証企業へのインセンティブ

- 静岡市ホームページをはじめ、各種媒体で幅広く周知させていただく予定です。
- 以下のロゴマークを使用することができます。優良企業としてPRしていただけます。



（4）申請方法等

- 2月10日（火）以降、静岡市地域包括ケア推進課で申請を受け付けます。
- 申請前に御相談いただくことをお願いしています。静岡市地域包括ケア推進課までご連絡ください。
- 詳しくは、静岡市ホームページ（2月10日（火）公開予定）をご確認ください。
URL <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4523/s013118.html>

4 その他

- ・法定の障害者雇用に係る企業の認証制度を除くと、就労困難者の雇用に係る企業の認証制度は珍しく、把握している限り、「認証ソーシャルファーム制度」（東京都）に次いで2事例目となります。

担当：保健福祉長寿局 地域支え合い推進部 地域包括ケア推進課（054-221-1624）